

平成27年度第6回二宮町下水道運営審議会次第

日 時 平成28年1月19日 (火)

午後1時30分～

場 所 二宮町役場第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 二宮町公共下水道使用料の改定について (答申)

(2) その他

4 閉 会

# 公共下水道使用料の改定に関する答申書

【 抜 粹 】

平成28年1月19日

二宮町下水道運営審議会

## はじめに

下水道は、住民が衛生的で快適な生活を営み、子どもたちの将来にきれいな環境を引継いでいくうえで、欠くことのできない生活基盤としての大切な都市施設で、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としている。

本町における下水道事業は、酒匂川流域関連公共下水道事業として、平成2年に都市計画法並びに下水道法の事業認可を取得して事業に着手し、平成11年4月の供用開始以降、順次供用区域を拡大し、平成26年度末までの供用開始面積は約373haとなり、人口普及率は約85%に達している。

下水道事業は、地方財政法上の公営企業として独立採算の原則が適用され、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理に伴う経費の維持管理費と資本費の一部を除く経費は使用料で賄うこととされている。

本町では、下水道使用料の徴収を開始した平成11年4月から10年余り経過した平成21年7月、更に平成24年7月に使用料改定が行われているが、使用料収入で賄うべき汚水処理経費の不足分を一般会計からの繰入金で補填している状況は続いている。

繰入金増加は、福祉や教育など一般会計における諸事業に影響を及ぼすことが懸念されることから、今後の下水道事業は、一般会計からの繰入金に過度に依存せず経営基盤を強化し安定した運営のために、応分の使用者負担が求められる。

以上のことを踏まえ、今後も持続的に適正な下水道運営を図るため、本町の特徴や近隣自治体の状況等を勘案し審議を重ねた結果、本審議会は、下水道使用料の改定について、次のとおり答申する。

## 1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業に要する経費は、大別して整備費と管理運営費に分けられる。

整備費は整備工事費や流域下水道建設負担金と、それに係る諸経費であり、その財源は、国庫支出金、地方債、受益者負担金、一般会計からの繰入金である。

管理運営費は、下水道事業に係る運営経費と汚水処理施設等の管理に係る維持管理費、建設に要した地方債の償還元金と償還利子から成る資本費であり、その財源は、下水道使用料、手数料、一般会計からの繰入金である。

下水道事業は、地方財政法上の公営企業として自立性をもった事業を継続するため、独立採算の原則のもと、経費はその事業に伴う収入によって賄うものとされており、下水道使用料の対象となる経費は、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費で負担する原則に基づき、下水道の公共的役割を鑑み、管理運営費のうち汚水処理に係る経費として維持管理費及び公費で負担すべきものを除いた資本費が使用料収入の対象経費となり、原則その全てを使用料で賄うものとされている。

## 2. 使用料の算定期間

下水道使用料は公共料金として日常生活に密接したものであり、できるだけ安定性を保つことが望まれるが、あまりにも長期の費用を基にして算定をすることは、経済変動等による予測の不確実性を生むことになるため、算定期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

## 3. 下水道使用料の体系について

現行の下水道使用料は、使用料収入の変動を避け下水道経営の安定性を保つ観点から「基本料金」を設けるとともに、排水量の違いによる負担の公平性が保てる「従量使用料制」をとっており、費用負担の合理性を考慮した「累進使用料制」を併用させた「基本使用料を設ける従量・累進使用料制」を採用している。

今回の改定においても、前回までの改定同様、この「基本使用料を設ける従量・累進使用料制」の体系を維持継承することが適正と考える。

その他、「汚水区分」、「使用者群区分」等についても、現行基準の継承は適正と考える。

#### 4. 下水道使用料の改定について

下水道事業ではこれまで経費節減に努め、合理的な工事発注、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨、高金利の地方債を繰上償還し、低金利な地方債に借換を行う等の経営努力と二度の使用料改定により、経費回収率は平成 26 年度末で 70.8% と大きく改善はしているものの、使用料収入で賄いきれていない汚水処理経費の不足分は依然として一般会計からの繰入金で補填している状況が続いている。

一般会計からの繰入金は租税を財源としているため、汚水処理原価の回収に繰入金を充当することは、下水道整備によりその便宜を享受できる住民とできない住民との間に不公平を生じ、更に繰入金の増加は一般会計をも圧迫することになる。

また、近年、住民の節水志向の高まりや節水型機器の普及などにより、下水道排水量は減少傾向にあり、この状況で推移すると使用料収入の増収は見込めず、整備に要した町債の償還のピークを迎える平成 32 年度までは、使用料収入で賄うべき経費の不足分を補填する繰入金の額が毎年増額となることが推測される。

一方、町財政においては、基幹的歳入である町税が、生産労働人口の減少を主要因として減少している反面、歳出では子育て支援や高齢者支援などへ適切に対処するため多くの予算投入をせざるを得ない状況で、特別会計への繰出金も年々増大傾向にあるため、特別会計においては繰出金抑制のため事業の縮小・廃止・先送りなどの対策が求められている。

なお、総務省は、「使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金や住民の負担額を勘案し、当面の間 150 円/m<sup>3</sup>を目途に適正化を図っていくべき」とし、また、公営企業の留意事項として「使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金等により賄っている地方公共団体にあっては、早急に使用料の適正化に取り組むこと」としている。

平成 25 年度の処理区域内人口や供用開始後の年数等が本町と同規模の類型団体の平均使用料単価は 149.8 円/m<sup>3</sup>でほぼ国の通知に基づく水準であるのに対し、平成 26 年度の本町の使用料単価は 133.7 円/m<sup>3</sup>で国の水準に達していない。

このような状況を踏まえ、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を維持継続し、下水道事業をより一層健全に運営していくために、下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断した。

下水道事業の独立採算制を確立するためには、経費回収率が 100%以上となる使用料の水準が求められるが、一方で下水道使用料の増加による住民の負担増が過度なものとならないよう配慮することも必要であるため、本審議会としては町の財政状況や下水道事業の運営状況、下水道使用料の水準等について慎重に審議を重ねた結果、経費回収率 80%を目途とした改定率 13.1%の引き上げをすることが妥当であるとの結論に達した。

## 5. 下水道事業の健全経営について

下水道は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための重要な都市施設であるが、その建設には長い年月と多額の費用を必要とする。

本町は、これまでの整備事業により人口普及率は約85%となっている一方で、建設財源として起債した下水道事業債の残高は平成26年度末で約65億円となっており、平成32年度に償還のピークを迎えることになる。

事業年度の元利償還金のうち汚水処理に係る分は、全てを下水道使用料で償還することが求められるが、現状では全てを賄っておらず、不足分については厳しい財政状況の一般会計からの繰入金で補い、収支の均衡を保持している。

このような状態を改善するため、更なる経費節減に努め、接続率の向上による経営基盤の強化を図ることが必要であり、一般会計からの繰入金への依存を減らすことが重要である。

## 6. 要望事項

下水道使用料の改定は使用者への負担増となるため、住民の理解を得ることが不可欠であることから、今後も下水道事業の健全な経営をめざし、情報提供に努め、安定した事業の継続が図られるよう、以下のとおり要望する。

- (1) 使用料改定の実施にあたっては、十分な周知期間を設けるとともに、改定の趣旨や内容について、町民に分かり易く説明を行い、理解と協力を得られるよう努力されたい。
- (2) 下水道事業の経営については、更なる経営の健全化に向けて、引き続き経費節減等による経営努力と効果的な事業運営を図るとともに、中期経営計画等を踏まえて、毎年度経営状況の検証を行い、中長期的に安定した経営を維持していくため、適正な使用料及び経費負担のあり方や支出の削減について、より一層の研究に努められたい。
- (3) 接続率の向上は、事業の投資効果を高め下水道事業の自主財源の確保に繋がることから、接続に係る支援制度の更なる周知を図るとともに、未接続世帯に対しては、戸別訪問等によるより一層の接続勧奨に努められたい。
- (4) 今後の下水道整備においては、建設コストの削減と効率的な整備に留意しながら下水道未普及地域の解消及び適正に下水道運営が図られるよう、計画区域の見直しや汚水処理方法の検討に努められたい。
- (5) 今後の使用料改定については、下水道事業の経営状況、町の財政状況並びに社会経済情勢等を考慮して、使用料の適正化を図るため概ね3年毎に見直しを検討されたい。

別表1

使用料単価基準の新旧対照表（2ヶ月当たり、税抜き）

区分	排水量（使用者群） の区分		使用料単価（単位：円）			説明
			旧	新	値上げ額	
一般汚水	1	基本料金 0㎡から16㎡まで	1,560	1,764	204	旧使用料単価に改定率13.1%の加算を基本とし、40㎡以下の従量単価を抑えつつ、経費回収率80%が達成できるように調整した。
	2	16㎡を超え、 40㎡まで	116	129	13	
	3	40㎡を超え、 60㎡まで	136	153	17	
	4	60㎡を超え、 80㎡まで	158	179	21	
	5	80㎡を超え、 100㎡まで	170	193	23	
	6	100㎡を超え、 200㎡まで	184	209	25	
	7	200㎡を超え、 1,000㎡まで	198	225	27	
	8	1,000㎡を超え、 2,000㎡まで	212	241	29	
	9	2,000㎡を 超えるもの	227	260	33	
公衆浴場 汚水	全量（1㎡につき）		6	6	0	改定率 13.1%

※ 16㎡を超えた部分の使用料単価は超過1㎡あたりの単価です。

別表2

使用料単価基準の新旧対照表（1ヶ月当たり、税抜き）

区分	排水量（使用者群） の区分		使用料単価（単位：円）			説明
			旧	新	値上げ額	
一般汚水	1	基本料金 0㎡から8㎡まで	780	882	102	旧使用料単価に改定率13.1%の加算を基本とし、20㎡以下の従量単価を抑えつつ、経費回収率80%が達成できるように調整した。
	2	8㎡を超え、 20㎡まで	116	129	13	
	3	20㎡を超え、 30㎡まで	136	153	17	
	4	30㎡を超え、 40㎡まで	158	179	21	
	5	40㎡を超え、 50㎡まで	170	193	23	
	6	50㎡を超え、 100㎡まで	184	209	25	
	7	100㎡を超え、 500㎡まで	198	225	27	
	8	500㎡を超え、 1,000㎡まで	212	241	29	
	9	1,000㎡を 超えるもの	227	260	33	
公衆浴場 汚水	全量（1㎡につき）		6	6	0	改定率 13.1%

※ 8㎡を超えた部分の使用料単価は超過1㎡あたりの単価です。



## 【付属資料】

### 《審議経過》

区分	開催日	場所	審議内容	
1	平成 27 年 1 月 30 日	二宮町役場 第 1 会議室	下水道事業の経営状況について ・決算状況（下水道事業特別会計の推移） ・下水道使用料対象経費の推移等 ・使用料単価、汚水処理原価、経費回収率等	勉強会
2	平成 27 年 7 月 28 日	町民センター 2 B クラブ室	下水道使用料について ・平成 27 年度下水道事業予算状況 ・下水道事業経営の基本的考え方 ・下水道使用料対象経費の推移等	勉強会
3	平成 27 年 9 月 30 日	二宮町役場 第 1 会議室	諮問： 「二宮町公共下水道使用料の改定について」 ・使用料の適正化について （改定の必要性・考え方） ・下水道使用状況について ・経営状況の推移見込 （使用料収入と汚水処理費の推移見込等）	諮問
4	平成 27 年 10 月 27 日	町民センター 2 B クラブ室	下水道使用料の改定について ・対象経費と経費回収率の見込 ・使用料収入と対象経費の推移見込 ・経費回収率、使用料単価・改定率について	
5	平成 27 年 11 月 30 日	二宮町役場 第 1 会議室	下水道使用料の改定について ・国が示す使用料単価等の基準 ・平成 37 年度に経費回収率 100%にした場合 のシミュレーション ・類型団体との比較 ・県内市町の改定状況	
6	平成 27 年 12 月 22 日	二宮町役場 第 1 会議室	下水道使用料の改定について ・改定後の使用料について ・答申書案について	
7	平成 28 年 1 月 19 日	二宮町役場 第 1 会議室	答申： 「二宮町公共下水道使用料の改定について」	答申